

根室市教育委員会規則第5号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 3 月 1 9 日
根室市教育委員会規則第 5 号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則

根室市立学校管理規則（昭和49年根室市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第2号及び第3号中「40%」を「70%」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。